

政令第三百五十号

弁理士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一項（法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第十一条第二号」に改める。

附 則

この政令は、平成二十年一月一日から施行する。

理 由

弁理士法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、弁理士試験における論文式による試験の免除を受けることができる者を判定する審議会等を工業所有権審議会と定める必要があるからである。